

# 時価のない株式の減損

企業会計ナビチーム 公認会計士 水野貴允

### Takanobu Mizuno

主に外食業、ITサービス業、リース業、IPO関連業務等の監査を担当。当法人ウェブサイト(企業会計ナビ)に掲載する会計情報コンテン ツの企画・執筆に従事している。

企業会計ナビチームでは当法人のウェブサイトで、 会計・税務に関するさまざまなナレッジを発信してい ます。

今回は「わかりやすい解説シリーズ『金融商品』第 3回:有価証券の減損」より、時価のない株式の減損 を紹介します。

## 時価のない株式

時価のある株式は、時価をもとに減損の判定を行い ますが、市場価格がない株式(以下、時価のない株式) は、文字通り時価がないため、どのように減損の判定 を行うかが問題となります。時価のない株式の減損処 理の方法について解説します。

# ■ 日間のない株式の減損処理方法

時価のない株式は、株式の実質価額を算定して減損 の要否を判定します。実質価額は発行会社の資産等の 時価評価による評価差額を反映した純資産(以下、時 価ベースの純資産)をもとに算出した1株当たりの純 資産額に持株数を乗じて算定します。

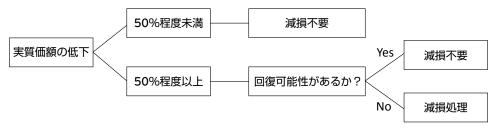
発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく 低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当期 の損失として処理するとともに、当該実質価額を以降 の取得価額とします(金融商品に関する会計基準(以 下、会計基準)第21項、第22項)。

「実質価額が著しく低下」しているかどうかは、実 質価額の取得価額に対する低下の程度(50%程度) をもとに判定します。低下の程度が少なくとも50% 程度以上の場合は回復可能性が十分な証拠によって裏 付けられる場合を除き、減損処理を行う必要がありま す(金融商品会計に関する実務指針(以下、実務指針) 第92項)(〈図1〉参照)。

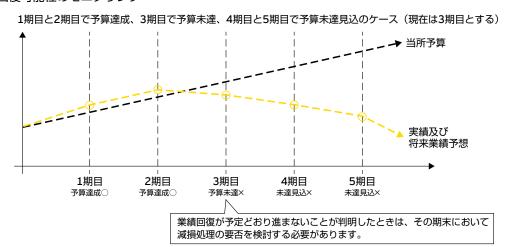
#### 回復可能性の判定

上記の回復可能性は、投資先が子会社のように支配 の及ぶような会社等であれば、将来の事業計画等を入 手して、判断することが考えられます。

#### ▶図1 減損の要否の判定



#### ▶図2 回復可能性のモニタリング



この場合は、以下の点について留意する必要があります(実務指針285項)。

- ▶事業計画等が実行可能で合理的なものであること
- ▶ 概ね5年以内に回復すると見込まれていること
- ▶ 回復可能性は毎期見直すことが必要であること

なお、事業計画入手後の状況の変化により、実績が 事業計画を下回った場合など、事業計画等に基づく業 績回復が予定どおり進まないことが判明したときは、 その期末時点において減損処理の要否を検討する必要があります(<図2>参照)。

ウェブサイトの企業会計ナビコーナーでは、他にも さまざまな項目の解説を行っています。ご覧になりた い方は、各種検索サイトで「企業会計ナビ」と入力し、 検索してください。

▶ 企業会計ナビURL www.shinnihon.or.jp/corporate-accounting

## 企業会計ナビ 会計実務Q&A

# Question

投資先の超過収益力が10年で回収されることを見込んで、実質価額を上回る価格で当該投資先の株式を取得して子会社としました。期末において、当該実質価額が著しく低下しているかの判定はどのように行うべきでしょうか。

# Answer

時価のない株式の実質価額を評価する際に、発行会社の超過収益力や経営権等が反映された結果、時価ベース純資産の実質価額よりも高い価額になる場合があります。この実質価額が著しく低下した時には相当の減額が必要になります。

従って、子会社が当初の10年の回収計画に沿った業績を上げ、当該回収計画に未達が生じていないのであれば、超過収益力が減少したという事実はなく、当該超過収益力を反映した実質価額は著しく低下していないため、相当の減額をしないことも認められると考えられます。

一方、当該回収計画に相当の未達が生じ、将来にわたってその状態が続くと予想され、超過収益力が見込めなくなった場合は、たとえ発行会社の財政状態の悪化がないとしても、実質価額が取得価額の50%程度を下回っている限り、減損処理が必要になります(金融商品会計に関するQ&A Q33)。